

J パートナー合同会社
有料職業紹介次行許可番号 13-ユ-311027

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 入社～30日未満で退職 | 紹介手数料の80% |
| ② 入社～60日未満で退職 | 紹介手数料の50% |
| ③ 入社～90日未満で退職 | 紹介手数料の20% |

* 返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めとする場合があります。